

事業者の責務

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任で適正に処理すること及び廃棄物の減量に努めることが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第3条)」と、「下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(第4条)」において、義務付けられています。また、廃棄物の減量や適正処理について、市の施策に協力することが定められています。

事業所から出たごみは、ごみステーションに出すことは出来ません!

市が収集するのは、家庭の日常生活から出るごみだけです。事業ごみは規模にかかわらず、必ず事業者の責任で適正に処理する必要があります。



ごみの減量を推進するには、関係者同士の連携が不可欠です。自らの事業所での取り組みをはじめ、建物に入居する事業所においては建物の所有者、廃棄物の管理責任者、テナントや社員がそれぞれの役割を果たし、連携することで取り組みがより効果的なものになります。



※重要

Q. 1階が事業所で2階が住居のように、事業所と住居が同じ建物の場合、廃棄物の処理はどうすればいいですか?

A. 1階で出たごみは事業系廃棄物、2階で出たごみは家庭系廃棄物、それぞれ分けて出す必要があります

